

## 白舟書体 使用許諾

IT分野などの新技術によりフォントの使用方法も日々進化しています。よって許諾範囲もそれに適時対応します。

白舟書体の全ての書体は「一般的な商業使用が追加契約・追加料金なしで可能」です。「一般的」とは次のものを指します。

- 1: 広告、カタログ、チラシ、DM、POP等の紙媒体印刷物
- 2: ホームページ、Webバナー等の画像の一部に使用
- 3: 看板(電飾含む)、のぼり等の屋外広告
- 4: 商品パッケージ、商品ラベルなどでのデザイン
- 5: プロモーションビデオ、CF等の映像媒体
- 6: 不特定多数の第三者が閲覧、プリントのみ可能なPDFファイル
- 7: キャンペーンタイトル等商標登録をしないロゴ

しかし、以下のものは条件がつくか、別途契約となりますのでご注意ください。その他ここに記載のないもので不明なものはお問合せ下さい。

### 8: 素材・テンプレートでのご使用

印刷用素材・テンプレート・Web素材・待受け画像などで使用し、そのデータを頒布する場合、有償・無償に限らず基本的には利用可能です。しかし再利用が出来ないように、他のイラスト・写真等と一緒にお使い頂く必要があり、文字のみのモノクロ画像化、モノクロでなくとも大多数の文字を一度に一括して画像化し頒布する行為は禁止しています。また、クレジット表記をして頂くことも必要条件です。

### 9: 社名、商品名等、商標登録をするロゴ

フォントパッケージをご購入頂いた方の会社名・店舗名・商品名などのロゴ(商標登録も可)への使用や、依頼に答える形でのロゴの請負は可能ですが、弊社フォントの書体見本を使ってのロゴの請負を専門にする行為(ネット含む)は禁止します。また、1文字単位のアウトライン販売で購入された場合は、商標登録をするロゴには使えません。フォントパッケージをご購入下さい。

### 10: 製品そのものへの印字・印刷、文字が主たるデザインの商品

#### ●表札製造販売関係

自社・自店で直接販売される表札にお使いの場合は製品版のご購入のみで結構です。

該当書体の書体見本を広域の複数の販売店(ネット含む)に配布し、製造卸しをされる場合は別途契約が必要です。

#### ●印章関係

自社・自店で直接販売される印鑑・ゴム印等にお使いの場合は製品版のご購入のみで結構です。「別注品」を製造卸しをされる場合も製品版のご購入のみで結構です。但し認印・既製ゴム印等の「既製品」を該当書体で製造し卸しをされる場合は別途契約が必要です。

11:パソコンアプリケーション、テレビ・ポータブル・ネット、パチンコ・パチスロなどのゲーム全般での表示

ゲームの中で画像化したフォントをお使いの場合は、製品版のご購入のみで結構ですが、エンディング・取扱説明書・パッケージなどのいずれかに簡単なクレジット表記を入れて頂く事が必要となります。また1タイトル1CD、1PCに1CDとなっておりますのでよろしくお願いします。全ての文字を画像化したり、TrueType フォントそのものを他の形式に変換してゲームソフト内に組み込む時は、別途契約が必要になります。お問い合わせ下さい。

12:テレビ放送用テロップ関係

テレビ放送用テロップ専用機、又はテレビ放送用テロップの作業を行う PC1 台につき、該当書体 1 本の製品版をご購入頂ければ結構です。放送番組毎の使用は問いません。

13:映画・アニメ関係

映画・アニメの中でフォントをお使いの場合は、製品版のご購入のみで結構ですが、エンディングに簡単なクレジット表記を入れて頂く事が必要となります

14:ASP サーバー関係

ASP による画像・flash・PDF などの自動生成の為に、フォントをサーバー用のコンピュータ (LAN・WAN・インターネットに関わらず) にインストールする場合は、契約が必要となりますのでお問合せ下さい。

15:社内 LAN 又は WAN での複数台でのご使用

ご利用になる台数分のご購入が必要になります。お問合せ下さい。

また、使用上で以下のような事をされる場合も、問題ありません。

- 1:長体、平体、斜体等の変形
- 2:太または細める、縁取り、陰付き、立体風の変形
- 3:文字の一部の形状変更(例:点の部分を丸や星形にする)
- 4:ラスターライズしボカシ、ぶれ等の処理
- 5:他の書体との組合せ(例:漢字とひらがなで分ける)